

西村あさひ法律事務所

ミャンマー:CBM による外国通貨のミャンマーチャットへの転換に関する Notification  
の発出について

アジアニューズレター

2022 年 4 月 6 日号

執筆者:

E-mail [湯川 雄介](#)

E-mail [鈴木 健文](#)

E-mail [中島 朋子](#)

※ 本ニューズレターは、2022 年 4 月 4 日現在の情報に基づいています。

2022 年 4 月 3 日に、ミャンマー中央銀行(「CBM」)から、外国通貨のミャンマーチャットへの転換に関する告示(Notification No.12/2022<sup>1</sup>。以下「本告示」といいます。)が発出されましたので、下記のとおり速報としてお伝えします。なお、本告示は即日発効するとされており、4 月 3 日時点で既に発効しているものと考えられます。

## 1. 本告示の内容について

本告示の概要は以下のとおりです。

- ・ 外国為替管理法(The Foreign Exchange Management Law)11 条ないし 13 条に従い、国内居住者が国外から取得した外国通貨は 1 営業日以内に、外国為替取引の許可を持つ銀行(「AD Bank」)に送金し、ミャンマーチャットに転換しなければならない(第 2 条)。かかる義務の例外については、別途定める(第 3 条)。
- ・ 外国通貨の国外への送金は、Foreign Exchange Supervisory Committee の許可のもと、AD Bank を通じて行わなければならない(第 4 条)。
- ・ 本告示の発効日以前にミャンマー国内に送金された外国預金口座内の外国通貨は、本告示第 2 条と同様に処理される。
- ・ 本告示に違反した場合は、外国為替管理法に定める法的措置の対象となる。

## 2. 本告示の適用対象

外国為替管理法上、国内居住者には次の者が含まれるとされるため、本告示上も同概念であるとすれば、在留邦人、ミャンマー会社法に基づいて設立された日系企業及び支店にも、本告示の規制が幅広く及ぶ可能性があります。

- ・ 直近 12 か月以内に 183 日以上ミャンマー国内に滞在する個人(外交官等を除く)
- ・ ミャンマー法に基づいて設立された会社及び組織
- ・ 外国法に基づいてミャンマー国内で登録された海外コーポレーション(支店)

また、本告示の発行前の外貨預金がどう取り扱われるかについては、「本告示の発効日以前にミャンマー国内に送金された外国預金口座内の外国通貨」の対象が不明確であるため、どのような外国通貨が第 2 条にいうチャットへの転換の対象

<sup>1</sup> なお、同日付で本告示とほぼ同様の内容である Directive No.4/2022 が発出されております。当該 Directive は、AD Bank 向けのものであることから、本ニューズレターでは本告示を対象に解説をしているものです。

になるのか不明確となっています<sup>2</sup>。

### 3. 本告示による影響

本告示以前に出されていた同趣旨の告示では、ミャンマーチャットへの転換が 30 日以内とされていましたが、これが 1 営業日と大幅に短縮されており、海外通貨でミャンマー国外からの収入がある企業等の経理実務に大きな影響を与える可能性があるほか、既存の米ドル預金が強制的にミャンマーチャットに転換されることとなれば、その影響の甚大さは計り知れないものがあります。

また、海外への送金についても、經常取引も含めて全て当局の承認にかからしめており、ミャンマー現地法人や支店による各種の支払いにも大きな影響を与える可能性があります。

実際、週が明けた 4 月 4 日現在、米ドル送金に係る銀行取引が大幅に停止されているなど、銀行実務は混乱を来している模様です。本告示等においては、例外等については追って具体的な指示等が出されることが想定されており、CBM の動向を今後も注視する必要があります。

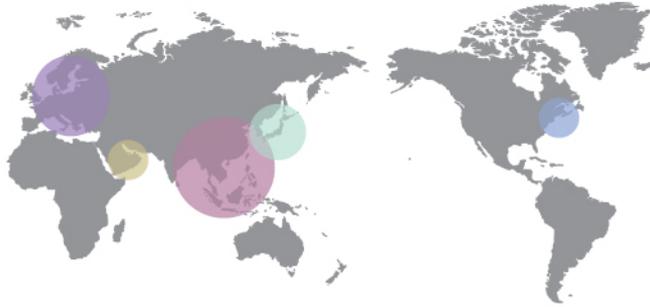
当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>2</sup> この点、AD Bank 向け Directive(No.4/2022)によると、この取扱いについては今後 CBM から各銀行に対して具体的な指示がなされることとされており、4 月 4 日の時点で CBM より各銀行に対して説明がなされた模様ですが、現時点ではその具体的な内容は明らかではありません。

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介  
梅田賢

## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範  
仁木覚志

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣  
舞田靖子

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi  
Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikgang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 大矢和秀  
パートナー 今泉勇  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@nishimura.com  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.4